

ほけんだより

第5号

宮古商業高校保健室

平成30年7月2日(月)発行

前期中間考査や体育祭などの行事も終わり、夏休みまで残すところ 3 週間となりました。暑い日が続きますが、肝心な場面で体調を崩さないためには、規則正しい生活の積み重ねが重要です。お子さんの自宅での生活に御助言や御指導をお願い致します。また、今回の三者面談時に、今年度の健康診断結果一覧を配付しました。夏季休業を利用して医療機関受診の御検討と、学校管理下におけるケガ等の共済金請求についても見直しをお願い致します。

健康管理は自立への第一歩です。

健康診断票の提出を求める

企業もあります。

悪い状態を放置=自己管理ができない、と判断されます。感染症を流行させる、病欠が多いは企業には不利な人材です。

健康管理能力は

自己管理能力の1つです。

社会に出る上で必要最低限の能力です。

いつまでも管理してもらうのが

当たり前ではありません。

経験から学習することが大切です。

- ・ 熱中症で倒れたことがあるから、こまめに水分補給をしよう。
- ・ 風邪っぽいから病院へ行こう。

共済金請求について見直しをお願い致します。

学校の管理下(登下校含む)におけるケガや病気(熱中症、食あたり等)により医療機関を受診した際は、日本スポーツ振興センターより給付を受けることができます。請求から給付の流れは下図のとおりです。

条件を確認する。

- ◇ 学校活動中のケガや病気で通院・入院し、窓口の支払いが1,500円を超えた。
- ◆ ケガ・病気をした日が2年以内である。

保健室に必要な書類をもらう。
病院や学校の先生に書いてもらう書類もあります。

書類が全てそろったら保健室に提出し、その場で確認を受ける。

センターから医療費が給付される。



本校の生徒は岩手県学校安全互助会にも加入しております。こちらは①日本スポーツ振興センターの給付を受けている、②通院 7 日以上または入院 5 日以上の 2 つの条件を満たしている場合、請求を行うことができます。

給付の対象になるかや、書類の記入方法など御不明な点がございましたら担当(養護教諭:長岡)までお問い合わせください。また、請求を行わない場合はお子さんを通じてでも構いませんので、御連絡をお願い致します。